

事務所ごとに作成。

- 平成29年4月1日から当該様式は改正されています（住所欄が削除されています）。
- 最終の記載をし、名簿を閉鎖した時点から**10年間保存**しなければなりません。
- 記載されている従業者が退職又は異動によりその事務所に勤務しなくなった後も、その記録を廃棄してはいけません（宅地建物取引士の実務経験を証明するための資料にもなります）。
- 電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって従業者名簿への記載に代えることができます。

記入例

法人
個人

この記入例は、他書類記入例と連動しています。

R元. 12. 1免許(更新)申請時点

様式第八号の二（第十七条の二関係）

商号又は名称の変更 ● **株式会社橋通東楠並木不動産**

商号又は名称 **株式会社橋楠不動産**

事務所名 **本店**

従業者名簿

宅地建物取引士には○、さらに専任の場合は後ろに(専任)と記入。 主たる事務所は、従たる事務所(支店等)がない場合も、「本店」と記入。

役員は役職名も記入

氏名	性別	生年月日	従業者 証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士であるか否かの別	この事務所の 従業者となった 年月日	この事務所の 従業者でなく なった年月日
宮崎 太郎	男	S32. 3. 15	040201	代表者、専任(代表取締役)	○(専任)	H16. 2. 1	
城 都子	女	S45. 3. 22	041202	経理		H16. 12. 1	
加納 薫	女	S51. 10. 9	041203	営業		H14. 4. 1	H22. 3. 22
高岡 花美	女	S55. 9. 8	050604	営業		H15. 12. 8	H17. 12. 28
岡 延太郎	男	S55. 5. 10	100405	営業		H22. 4. 15	
宮崎 一郎	男	S60. 5. 30	100706	営業(代表取締役) 専任	○(専任)	H22. 7. 1	H27. 9. 30
蛸野 真幸	男	H 1. 2. 18	100707	営業		H22. 7. 1	H27. 9. 30
吾田 日南子	女	S48. 11. 19	120908	総務		H24. 9. 12	
青島 旭	男	S63. 8. 15	130909	営業	○	H25. 9. 1	H27. 9. 30
三股 美郷	女	H 1. 9. 12	141110	専任	○(専任)	H26. 11. 22	
田野 甲	男	H 4. 11. 9	150511	営業		H27. 5. 8	H27. 9. 30
都井 美咲	女	H 2. 8. 8	190913	営業		R 1. 9. 25	

- 代表取締役…代表者(代表)
 - 専任の宅地建物取引士…専任
 - 政令使用人…政令
 - その他の者…総務、人事、営業、経理、財務、営業事務、企画等
- ※役員も具体的な職務内容を記入(「取締役」などと記入しない)。

備考

- 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
- 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。

R元. 12. 1免許(更新)申請時点

様式第八号の二 (第十七条の二関係)

事務所を異動した場合、原則として従業者証明書番号は継続して使用。

商号又は名称 **株式会社橘通東楠並木不動産**
事務所名 **高鍋店**

従業者名簿

役員は役職名も記入

氏名	性別	生年月日	従業者 証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士で あるか否かの別	この事務所の 従業者となった 年月日	この事務所の 従業者でなく なった年月日
宮崎 一郎	男	S60. 5. 30	100706	政令、専任 (代表取締役)	○(専任)	H27. 10. 1	
蛭野 真幸	男	H 1. 2. 18	100707	営業		H27. 10. 1	
青島 旭	男	S63. 8. 15	130909	営業	○	H27. 10. 1	H28. 4. 30
高原 麓	男	H 5. 9. 13	160412	営業		H28. 4. 19	

備考

- 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
- 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。

事務所ごとに作成。

法人
個人

- ・平成29年4月1日から当該様式は改正されています（住所欄が削除されています）。
- ・最終の記載をし、名簿を閉鎖した時点から**10年間保存**しなければなりません。
- ・記載されている従業者が退職又は異動によりその事務所に勤務しなくなった後も、その記録を廃棄してはいけません（宅地建物取引士の実務経験を証明するための資料にもなります）。
- ・電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって従業者名簿への記載に代えることができます。

R元. 12. 9変更届出時点

株式会社都城北原町不動産
株式会社橋通東楠並木不動産
株式会社橋楠不動産

商号又は名称

事務所名

本店

主たる事務所は、従たる事務所（支店等）がない場合も、「本店」と記入。

従業者名簿

氏名	性別	生年月日	従業者 証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士であるか否かの別	この事務所の 従業者となった 年月日	この事務所の 従業者でなく なった年月日
宮崎 太郎	男	S32. 3. 15	011201	代表者、専任(代表取締役)	○(専任)	H13. 12. 1	R元. 11. 28
城 都子	女	S45. 3. 22	011202	経理		H13. 12. 1	
加納 薫	女	S51. 10. 9	020403	営業		H14. 4. 1	H22. 3. 22
高岡 花美	女	S55. 9. 8	031204	営業		H15. 12. 8	H17. 12. 28
岡 延太郎	男	S55. 5. 10	100405	営業		H22. 4. 15	R元. 11. 28
宮崎 一郎	男	S60. 5. 30	100706	営業(代表取締役) 専任	○(専任)	H22. 7. 1	H27. 9. 30
姥野 真幸	男	H 1. 2. 18	100707	営業		H22. 7. 1	H27. 9. 30
吾田 日南子	女	S48. 11. 19	120908	総務 営業		H24. 9. 12	
青島 旭	男	S63. 8. 15	130909	営業	○	H25. 9. 1	H27. 9. 30
三股 美郷	女	H 1. 9. 12	141110	専任	○(専任)	H26. 11. 22	
田野 甲	男	H 4. 11. 9	150511	営業		H27. 5. 8	H27. 9. 30
都井 美咲	女	H 2. 8. 8	160913	営業		H28. 9. 25	
高原 麓	男	H 5. 9. 13	160412	営業		R元. 11. 28	
宮崎 花子	女	S31. 6. 9	191114	代表者(代表取締役)		R元. 11. 28	
本庄 綾	女	H 1. 12. 12	191115	政令、専任	○(専任)	R元. 11. 28	

備考

事務所を異動した場合、原則として従業者証明書番号は継続して使用。

- 1 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 2 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
- 3 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 4 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。

R元. 12. 9変更届出時点

様式第八号の二（第十七条の二関係）

株式会社都城北原町不動産
株式会社橋通東楠並木不動産

商号又は名称
事務所名 高鍋店

宅地建物取引士には○、さらに専任の場合は後ろに(専任)と記入。

従業者名簿

役員は役職名も記入

氏名	性別	生年月日	従業者証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士であるか否かの別	この事務所の従業者となった年月日	この事務所の従業者でなくなった年月日
宮崎 一郎	男	S60. 5. 30	100706	政令、専任（代表取締役）	○(専任)	H27. 10. 1	
蛭野 真幸	男	H 1. 2. 18	100707	営業		H27. 10. 1	
青島 旭	男	S63. 8. 15	130909	営業	○	H27. 10. 1	H28. 4. 30
高原 麓	男	H 5. 9. 13	160412	営業		H28. 4. 19	R元. 11. 27

・代表取締役…代表者（代表）
 ・専任の宅地建物取引士…専任
 ・政令使用人…政令
 ・その他の者…総務、人事、営業、経理、財務、営業事務、企画等
 ※役員も具体的な職務内容を記入（「取締役」などと記入しない）。

事務所異動

備考

- 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
- 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。

R元. 12. 9変更届出時点

様式第八号の二（第十七条の二関係）

商号又は名称 **株式会社都城北原町不動産**
 事務所名 **宮崎大淀店**

従業者名簿

氏名	性別	生年月日	従業者 証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士で あるか否かの別	この事務所の 従業者となった 年月日	この事務所の 従業者でなく なった年月日
門川 庵	女	H 3. 12. 12	191116	政令、専任	○(専任)	R元. 11. 28	
老松 青葉	女	H 5. 10. 10	191117	事務		R元. 11. 28	
加納 薫	男	S51. 10. 9	191118	営業		R元. 11. 28	

本店にかつて勤務していた従業員（020403）。
 一度宅地建物取引業に従事しなくなったため、同番号は
 欠番とし、新たな番号を付す。

備考

- 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
- 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。